

歩行者優先憲章（仮称）草稿案について

策定のいきさつ

市民一人一人がまもり育ててきた山紫水明の自然と1200年に及ぶ悠久の歴史を継承していくことは、京都の人々にいつの時代も求められる重要な課題です。そしてそれと共に、新しい社会経済情勢の変化にも対応し、かつ、迫り来る地球環境問題の深刻な危機に対応していくためには、これまでに無いような新たな視点に立った大胆な対策が求められています。このため京都市では、公共交通に乗ってたくさんの人達がまちに集まるような賑わいある、持続可能な都市「歩くまち・京都」の実現に向けた取組を更に推進する必要があります。そして、平成20年7月に、「歩くまち・京都」総合交通戦略策定審議会が設置され、健康、環境、公共交通、子育て・教育、コミュニティ、景観、観光、経済などの幅広い観点から、交通政策のマスタープランである『歩くまち・京都』総合交通戦略の策定に着手しています。

こうした中、平成20年度に京都市民14,700人を対象として実施した市民意識調査からは、大多数の京都市民は、京都の「賑わい」と「歴史・伝統」を継承することが大切であり、そのためには、まず「歩行者」を優先することが不可欠である、という願いを共有していることが示されました。そしてさらに、公共交通や自転車も活用する一方、過度なクルマ利用を抑えていく対策を講じていくことが重要であるという認識も大多数の市民によって共有されていることも示されています。

こうした圧倒的な市民からの支持を得ている「歩くまち・京都」の実現を目指すためには、都心部の交通のあり方、歩行環境のあり方、道路空間の使い方、公共交通のあり方などについて様々な重要な課題が残されています。しかし、そうした個々の課題は、それぞれ様々な背景を持つものであり、それぞれの対処を個別に進めてしまえば、「歩くまち・京都」の実現が遠のいてしまうこともあるかもしれません。

については、「歩くまち・京都」の実現に向けては、そのために必要とされる様々な取り組みが参照すべき、基本的な考え方を、まず最初に明らかにしておくことが重要ではないかと、専門家や交通に関心のある市民の間で議論されるようになりました。もしも、そうした常に参照すべき基本的な考え方を記したものがあれば、具体的な施策を行う場合においても、それに常に立ち返ることで、着実に「歩くまち・京都」の実現へと繋がっていくことが期待されるのではないかと考えられたのです。

こうした背景から、このたび、市民公募委員を含めた、京都市民が主体となる検討部会での様々な議論や、一万人を上回る人々を対象としたアンケート調査、そして、約400人の市民が参加した公開討論や多様な意見を踏まえて、提案されているのが「歩行者優先憲章（仮称）草稿案」です。

この「歩行者優先憲章（仮称）草稿案」では、京都の歴史と伝統、そして地球環境を守るためには、自動車中心のまちづくりではなく、何よりもまず、「歩行者」を大切にすると交通まちづくりが必要であるということが謳われています。そうでなければ、歴史的、伝統的な空間は味気ないものへと変質してしまうと共に、地球温暖化に繋がる大量のCO2が排出されてしまうこととなるからです。そして「歩行者」を大切にすると交通まちづくりを進めることは、京都市民、そして、京都を訪れる人々全員にとって、より楽しい時間を過ごすことにも繋がるということが述べられています。

それと共に、この「歩行者優先憲章（仮称）草稿案」では、「歩くまち・京都」を実現するために、市民や行政がこれから進めていくべき事柄が宣言されています。すなわち、人々が「歩く暮らし」を大切に、そうした歩く暮らしを支えるための交通の環境と魅力ある「まち」をつくっていく、という決意が謳われています。

意義と内容

歩行者優先憲章（仮称）草稿案を作成するにあたっての具体的な考え方

-
- それは、すべての京都市民および京都市へ来訪する者など、京都市に関わる全ての人々の共通理念・指針を示すものです。
 - それは、外部から強制される法規ではなく、京都市に関わる人々の、京都を愛する心から生じた共同認定の規範です。
 - それは、すべての京都市民が後世に伝え、世界に発信していく決意です。
-

歩行者優先憲章（仮称）草稿案は前文と本文にわかれ、本文は4つの項目から成り、それぞれの項目について主語を明確に示すため、1つ目の項目は「市民一人ひとり」、2つ目～4つ目の項目は、「市民と行政が一体となって」という文章から始まっています。

前文

わたしたちの京都では、日々の暮らしの中で、まちを歩き続けることにより1200年を超える悠久の歴史を積み重ねてきました。まちに暮らし、まちを歩きながら、自然を愛で、他者と集い、そのことによって賑わいを絶やすことなく京都のまちを大切に育て続けてきました。

言うまでもなく、京都には、歩いて楽しむことのできる、世界遺産をはじめとした数多くの歴史的資産や趣あるまち並み、優れた伝統や文化、山紫水明の自然や景観など、世界に誇るべき財産が凝縮されています。このような京都の魅力を将来の世代に継承していくためにも、まちのたたずまいや環境に負担をかけることのない“歩く”という移動手段を大切にしながら続けていくことが不可欠です。そして何より、本来、まちのなかはだれもが安心して快適に歩くことができる場所です。一人ひとりにとってみれば歩くことそのものは楽しむべき活動の一つであり、まち全体から見れば多くの歩く人々はまちの賑わいと活力の重要な源泉となっています。

こうした「歩くこと」の重大な意味に鑑み、わたしたちの京都では、京都の歴史と伝統、そして地球環境を守り、世界の範となる「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進するため、ここに歩行者優先憲章を定めます。

前文では、歩行者優先憲章（仮称）草稿案の策定目的と意義が述べられています。

第一段では、1200年を超える永い歴史を振り返ると、わたしたちの京都が「京都らしく」なってきたのは、先人達が「まちに暮らし、まちを歩く」というライフスタイルを長い間培ってきたからに他ならない、という趣旨が述べられています。人々が歩くことによって人々が交流し、賑わいが生まれ、まちがまちらしくなることが、そして人々は、歩くことを通じて、そういうまちを大切に育んできたことが述べられています。

第二段ではまず、京都のまちには、歩くことで、その魅力を感じることができる様々なものが、至るところにあることが述べられています。古いまちなみや、鴨川の風景、三方の山々、そして、伝統的な神社仏閣などは、いずれも、自動車の車窓から楽しむのではなく、歩くことでもっともその魅力が感じられるものです。

そして、さらに、こうした京都の“魅力”を守り続けていくためには、「歩く」ことが何よりも大切であることが述べられています。例えば、町家が立ち並ぶ古いまちなみに大量の自動車が入り込んでしまい、そこがいつも渋滞していれば、そういったまちなみの魅力は大きく低下することとなるでしょう。あるいは、そうした自動車を処理するために、古い石畳ではなく、アスファルトの舗装の道に替えられてしまえば、そのまちなみの魅力は大きく低下するでしょう。ところが、そのまちなみに集まる人々が全て「歩行者」であるなら、道をアスファルトにすることもありませんし、渋滞によって景観が台無しになることはありません。そしてさらには、まちなみに“賑わい”が訪れるのです。つまり、よくよく考えてみれば、京都のまちなみが京都のまちなみらしく、そして、生き活きとしていられるのは、「人々が歩いていること」が全ての前提となっているのです。

さらに、この第二段では、「歩く」ことが「まちなみ」にとって望ましいということが述べられているだけではありません。「歩く」ことこそが、そのまちを楽しむ最も基本的で、しかも、重要な人間の活動である、という趣旨が述べられています。

この様に、この第二段では、一人ひとりの人々のためにも、そして、京都のためにも、「歩く」ということが大切である、ということが述べられているのです。

第三段では、歩くことの意味を踏まえ、歩行者優先憲章（仮称）草稿案を策定する目的を総括して、世界の範となる「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進すると表現しています。

本文

本文には前文に謳われた目的を果たすための4つの決意が書かれています。市民は歩くことを楽しむライフスタイルを享受し、行政はそのための適切な交通環境を整え、歴史・伝統的なまちを守るまちづくりを進める、という決意であり、最後は京都に暮らす市民のみならず、訪れる人にも歩く魅力を満喫できるようにするという決意です。

わたしたちの京都では、市民一人ひとは、

1 健康的で、人と環境にやさしい、歩いて楽しい暮らしを大切にします。

世界の範となる「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進するために市民のライフスタイルのあり方をとりあげました。

歩くことは健康な身体づくりの第一歩として大切な役割を担っています。健康な人々が暮らす社会は地域を明るくし、地域の魅力を高めます。そして、歩くことは他の移動手段よりも静かで、空気や水を汚さない人と地球環境にやさしい理想的な移動手段です。そして、何よりも、歩くことは移動そのものを“楽しみ”にする活動です。それは、歩くことによって地域の人々との会話が生まれ、歴史的史跡と出会い、四季のうつろいを愛でるといった楽しみです。

ここでは、こうした“歩く”ことを楽しむライフスタイルを、京都のまちなみに暮らす市民一人ひとりが享受するという決意を示しました。

そして、市民と行政が一体となって、

2 だれもが歩いて出かけたくなる道路空間と交通手段を整えていきます。

だれもが“歩く”ことを楽しむライフスタイルを営むためには、安全で快適な交通環境を整える必要があります。ここでは、そのために市民と行政が一体となって果たすべき役割をとりあげました。

一つは、子供からお年寄りまでだれもが安心してのびのびと歩いて出かけたくなるような快適な道路空間を確保することです。これは単に道を移動のための経路として捉え、安全な移動のための空間を確保するというだけではなく、人々が休憩し、人々の憩いの場となるような施設を整えていくという決意をも含みます。

一つは、より自由に安全で快適にモノ、サービス、施設にアクセスするための交通手段を整えることです。これは、まず、歩行者が安全に、快適に歩くことができる空間を確保した上で、自転車での移動を安全で快適なものにするための走行空間や駐輪スペースを確保し、さらに、より快適で利便性の高い公共交通を整え、ネットワークを充実させていくという決意です。

このように、だれもが歩いて出かけたくなる交通環境を整えることは、歩く魅力を高めるとともに、歩くことが困難な人々にとっての移動の負担を軽減することにもつながります。

3 歩いて楽しみたくなる魅力あるまちを創っていきます。

京都の歴史的なまちなみとまちの賑わいを後世に伝えていくためのまちづくりのありかたをとりあげました。

京都のまちなかには、たくさんの町家や、それが連なるまちなみが残され、世界遺産をはじめとした寺社、そして、至る所に古都のたたずまいが残されています。こうした伝統的な風景には、歩いて移動することが馴染みます。そして、たくさんの歩く人々によって京都のまちなかの賑わいが生み出されています。

私たちは自らの努力によって京都の「まち」をより魅力的で健全なものにすることができます。ここでは、そのための決意として、景観や風情を破壊するような施設立地の規制などの適切な規制や適切な開発によって京都の歴史的なまちなみを守り続けること、そして、京都のまちなかの賑わいを絶やさないために、人々が集まりたくなる施設を整え、伝統的な祭りを継承するとともに京都にふさわしい新しい文化を創造していくことを宣言しています。

4 京都を訪れる人にも、歩く魅力を満喫できるようにします。

京都を訪れる人々に京都の魅力をより深く感じていただくための市民と行政の姿勢をとりあげました。

京都は年間およそ 5,000 万人以上が訪れる日本を代表する観光都市です。京都には歩いて巡ることではじめて発見できる優れた伝統や文化、史跡が随所にちりばめられています。先人たちが残してきたこのような魅力を将来の世代に引き継ぐとともに、世界の人々へ発信することは、われわれ京都市民の責務であると言えます。

ここでは、京都を訪れるすべての人々に京都の歴史と伝統をより深く味わっていただくために、出迎えるわたしたちの心構えを宣言しています。